

令和7年度

過労運転防止に資する機器に関する 選定要領

令和7年5月22日

目 次

1. 目的	1
2. 対象機器	1
2. 1 過労運転防止に資する機器の分類	1
2. 2 各機器の位置付け及び要件	2
2. 2. 1 ITを活用した遠隔地における点呼機器（IT点呼機器）	2
2. 2. 2 遠隔点呼機器	2
2. 2. 3 自動点呼機器	2
2. 2. 4 運行中における運転者の疲労状態を測定する機器	4
2. 2. 5 休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器	6
2. 2. 6 運行中における運行管理機器	8
2. 3 その他要件	10
3. 機器の申請	10
3. 1 申請者の要件	10
3. 2 告知	10
3. 3 申請方法	11
3. 4 申請期間	11
3. 5 申請に必要な書類及び提出部数	11
3. 6 申請先	11
3. 7 申請に関する問い合わせ先	11
3. 8 申請に当たっての注意事項	11
4. 機器の選定	12
4. 1 申請書類の審査	12
4. 2 選定結果の通知	12
4. 3 選定結果に係るホームページへの掲載	12
4. 4 選定結果の有効期間	12
5. その他手続き	12
5. 1 仕様変更の申請	12
5. 2 軽微な仕様変更の届出	13
5. 3 選定廃止の届出	13
5. 4 選定の取消し	13
5. 5 要領の改訂	13
附則	13

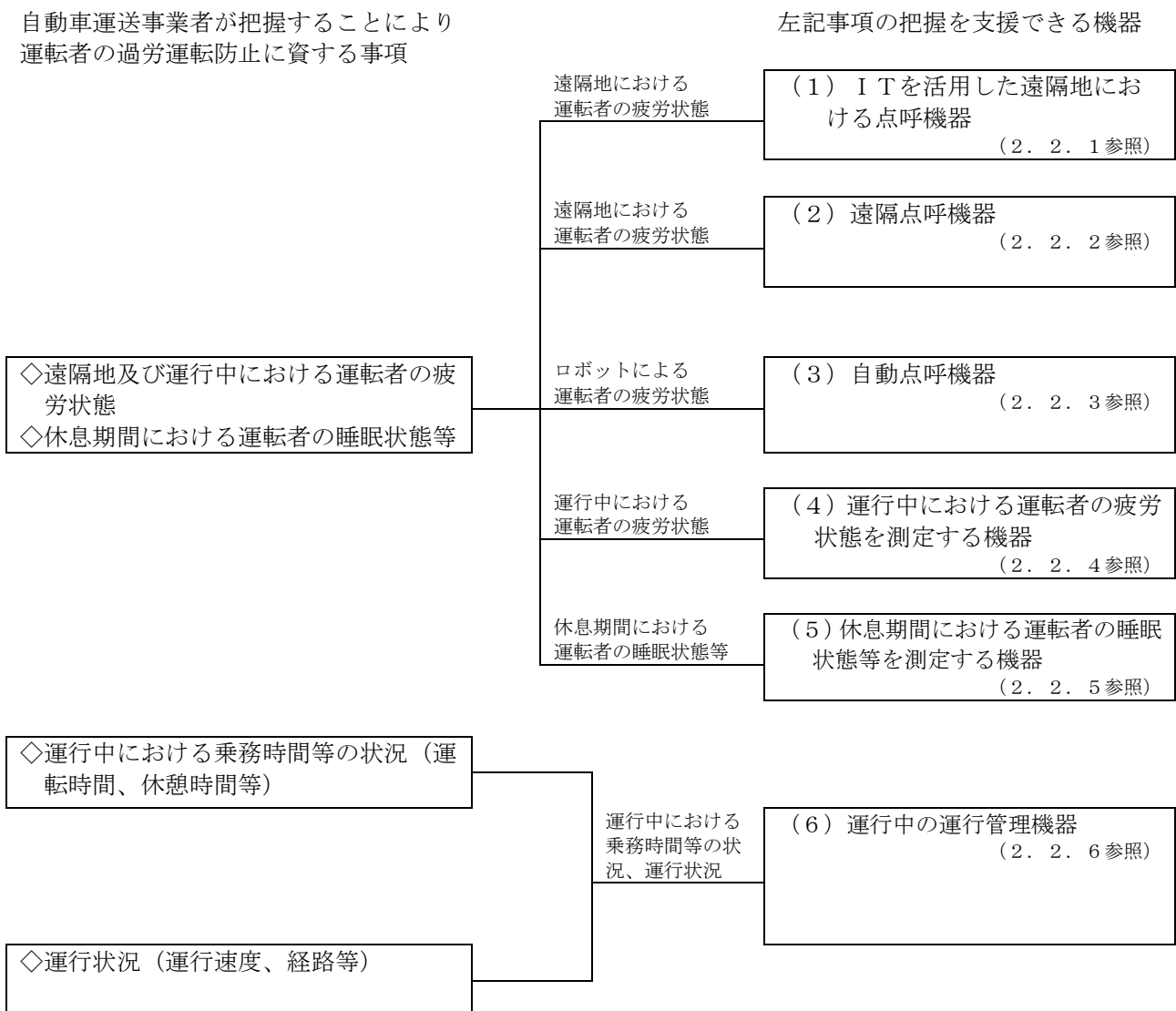
1. 目的

この選定要領は、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱（昭和 55 年9月 12 日自保第 151 号）別表 補助対象事業者等「自動車運送事業の安全総合対策事業（事故防止対策支援推進事業）」に掲げるもののうち、「過労運転防止に資する機器」（以下「補助対象機器」という。）を国土交通大臣が選定するための要件及びその他選定に必要な手続き等を定めることを目的とする。

2. 対象機器

2. 1 過労運転防止に資する機器の分類

補助対象機器を以下の（１）から（６）に分類する。



2. 2 各機器の位置付け及び要件

2. 2. 1 ITを活用した遠隔地における点呼機器（IT 点呼機器）

自動車運送事業者は、運転者の過労運転防止のため、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号。以下「運輸規則」という。）第 24 条第 1 項及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成 2 年運輸省令第 22 号。以下「安全規則」という。）第 7 条第 1 項に基づき、運転者又は特定自動運行保安員（以下「運転者等」という。）に対して業務前に対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）による点呼を行い、「酒気帯びの有無」や「疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無」について報告を求め、確認を行い、その他安全な走行を確保するために必要な指示を与えている。

運輸規則第 24 条及び安全規則第 7 条に関しては、それぞれ「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」（平成 14 年 1 月 30 日国自総第 446 号、国自旅第 161 号、国自整第 149 号。以下「旅客解釈運用通達」という。）及び「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」（平成 15 年 3 月 10 日国自総第 510 号、国自貨第 118 号、国自整第 211 号。以下「貨物解釈運用通達」という。）において、「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で業務を開始又は終了するため、業務前点呼又は業務後点呼を運転者等が所属する営業所において対面で実施できない場合等をいうこととされ、その「運行上やむを得ない場合」においては、自動車運送事業者は、電話や電話以外の「その他の方法」として「携帯電話、業務無線等により運転者等と直接対話できるもの」により点呼を行わなければならないこととなっているが、点呼が対面か否かに関わらず、点呼時には運転者等の酒気帯びの有無や疾病、疲労、睡眠不足等の有無について確認する必要がある。

近年、IT が飛躍的に進展するとともに、その入手等についても多様な人々が活用するレベルになってきている。遠隔地における点呼に活用できる通信機器については、動画を携帯電話等と連動させることにより不正を防止し、かつ、運転者の疲労等の状態も把握することが可能となることから、電話等を介した運転者の声や運転者の申告のみによる確認よりも遠隔地における点呼の実効性が高まることが期待され、普及も拡大している状況である。

このため、IT 点呼機器を運転者の過労運転防止に資する機器として位置付ける*。

* アルコール検知器は、選定される「IT 点呼機器」の一部を構成する要素となるが、法令において点呼時のアルコール検知器の使用は義務付けされているため、アルコール検知器自体は事故防止対策支援推進事業（過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援）における導入支援の対象とはならない。

■要件（IT 点呼機器）

【過労運転防止のための業務を支援する機能】

項目	内容※ ¹	関係法令	
遠隔地における点呼時の運転者の疾病、疲労及び睡眠不足等の確認	営業所設置型端末※ ² 及び携帯型端末※ ³ 又は営業所設置型端末及び遠隔地設置型端末※ ⁴ のカメラによって、自動車運送事業者が運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況を動画で随時確認できること	運輸規則 第24条第1項、第2項 安全規則 第7条第1項、第2項	点呼等の実施
	上記カメラで撮影した動画は、運転者の表情等を鮮明に映すことができる精度の画質を有していること		
遠隔地における点呼時の運転者の酒気帯びの有無の確認及び記録	運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の確認とともに、携帯型端末又は遠隔地設置型端末のカメラで撮影した運転者の動画及びアルコール検知器の測定結果により、自動車運送事業者が運転者の酒気帯びの有無について確認できること。また、アルコール検知器の測定結果を営業所設置型端末へ自動的に記録できること		
データの保存	営業所用端末に上記測定結果（運転者の酒気帯びの有無を確認した日時、判定結果の画像等の電子データ）を運転者ごとに記録し、運転者情報（氏名等）と併せて最低1年間保存できること	運輸規則 第24条第4項 安全規則 第7条第5項	点呼記録の保存

（注） ※1 内容 …これらの内容は、アルコール検知器と連動した携帯電話等（動画通信機能を有するものに限る。）に搭載された機能で代用できることとする。但し、データの保存は、営業所用端末に保存できることとする。

※2 営業所設置型端末…運転者が所属する営業所に設置した装置

※3 携帯型端末 …運転者が携帯する装置で、遠隔地点呼を受ける運転者の位置が特定できる装置

※4 遠隔地設置型端末…運転者が遠隔地点呼を受ける場所に設置された装置

【過労運転防止のための業務を支援する体制】

項目	内容
機器の取付方法等に対する説明体制	機器の取付方法、ソフトのインストール方法及び活用方法等について、少なくとも平日（土曜日、日曜日及び祝日を除く日をいう。）の日中（10時から17時をいう。）においては、常に説明できる体制を整えていること
機器の不具合等に対する修理体制	機器・ソフトウェアの不具合等に対する修理体制を整えていること
耐久性等	機器・ソフトウェアを使用する環境において、機器が円滑に作動し、かつ、十分な耐久性を有するとともに、社内で定められた基準による確認試験等が実施されていること
保証期間等	機器の保証期間が定められていること
継続使用体制	5年間は通信環境が維持される等、継続して使用できる条件が整っていること。

2. 2. 2 遠隔点呼機器

自動車運送事業者は、運転者の過労運転防止のため、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号。以下「運輸規則」という。）第 24 条第 1 項及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成 2 年運輸省令第 22 号。以下「安全規則」という。）第 7 条第 1 項に基づき、運転者等に対して業務前に対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）による点呼を行い、「酒気帯びの有無」や「疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無」について報告を求め、確認を行い、その他安全な走行を確保するために必要な指示を与えている。

運輸規則第 24 条及び安全規則第 7 条に関しては、それぞれ「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」（平成 14 年 1 月 30 日国自総第 446 号、国自旅第 161 号、国自整第 149 号。以下「旅客解釈運用通達」という。）及び「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」（平成 15 年 3 月 10 日国自総第 510 号、国自貨第 118 号、国自整第 211 号。以下「貨物解釈運用通達」という。）において、「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で業務を開始又は終了するため、業務前点呼又は業務後点呼を運転者等が所属する営業所において対面で実施できない場合等をいうこととされ、その「運行上やむを得ない場合」においては、自動車運送事業者は、電話や電話以外の「その他の方法」として「携帯電話、業務無線等により運転者と直接対話できるもの」により点呼を行わなければならないこととなっているが、点呼が対面か否かに関わらず、点呼時には運転者等の酒気帯びの有無や疾病、疲労、睡眠不足等の有無について確認する必要がある。

近年、IT が飛躍的に進展するとともに、その入手等についても多様な人々が活用するレベルになってきている。遠隔地における点呼に活用できる通信機器については、動画を携帯電話等と連動させることにより不正を防止し、かつ、運転者の疲労等の状態も把握することが可能となることから、電話等を介した運転者の声や運転者の申告のみによる確認よりも遠隔地における点呼の実効性が高まることが期待され、普及も拡大している状況である。

このため、遠隔点呼機器を運転者の過労運転防止に資する機器として位置付ける*。

* アルコール検知器は、選定される「遠隔点呼機器」の一部を構成する要素となるが、法令において点呼時のアルコール検知器の使用は義務付けされているため、アルコール検知器自体は事故防止対策支援推進事業（過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援）における導入支援の対象とはならない。

■要件（遠隔点呼機器）

【過労運転防止のための業務を支援する機能】

項目	内容
遠隔点呼の実施に必要な機能等の要件の遵守	対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和5年国土交通省告示第266号）に規定する要件を遵守していること

【過労運転防止のための業務を支援する体制】

項目	内容
機器の取付方法等に対する説明体制	機器の取付方法、ソフトのインストール方法及び活用方法等について、少なくとも平日（土曜日、日曜日及び祝日を除く日をいう。）の日中（10時から17時をいう。）においては、常に説明できる体制を整えていること
機器の不具合等に対する修理体制	機器・ソフトウェアの不具合等に対する修理体制を整えていること
耐久性等	機器・ソフトウェアを使用する環境において、機器が円滑に作動し、かつ、十分な耐久性を有するとともに、社内で定められた基準による確認試験等が実施されていること
保証期間等	機器の保証期間が定められていること
継続使用体制	5年間は通信環境が維持される等、継続して使用できる条件が整っていること。

2. 2. 3 自動点呼機器

自動車運送事業者は、運転者の過労運転防止のため、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号。以下「運輸規則」という。）第 24 条第 1 項及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成 2 年運輸省令第 22 号。以下「安全規則」という。）第 7 条第 1 項に基づき、運転者等に対して業務前に対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）による点呼を行い、「酒気帯びの有無」や「疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無」について報告を求め、確認を行い、その他安全な走行を確保するために必要な指示を与えている。

運輸規則第 24 条及び安全規則第 7 条に関しては、それぞれ「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」（平成 14 年 1 月 30 日国自総第 446 号、国自旅第 161 号、国自整第 149 号。以下「旅客解釈運用通達」という。）及び「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」（平成 15 年 3 月 10 日国自総第 510 号、国自貨第 118 号、国自整第 211 号。以下「貨物解釈運用通達」という。）において、「運行上やむを得ない場合」とは、遠隔地で業務を開始又は終了するため、業務前点呼又は業務後点呼を運転者等が所属する営業所において対面で実施できない場合等をいうこととされ、その「運行上やむを得ない場合」においては、自動車運送事業者は、電話や電話以外の「その他の方法」として「携帯電話、業務無線等により運転者と直接対話できるもの」により点呼を行わなければならないこととなっているが、点呼が対面か否かに関わらず、点呼時には運転者の酒気帯びの有無や疾病、疲労、睡眠不足等の有無について確認する必要がある。

近年、IT が飛躍的に進展するとともに、その入手等についても多様な人々が活用するレベルになってきている。遠隔地における点呼に活用できる通信機器については、動画を携帯電話等と連動させることにより不正を防止し、かつ、運転者の疲労等の状態も把握することが可能となることから、電話等を介した運転者の声や運転者の申告のみによる確認よりも遠隔地における点呼の実効性が高まることが期待され、普及も拡大している状況である。

このため、自動点呼機器を運転者の過労運転防止に資する機器として位置付ける*。

* アルコール検知器は、選定される「自動点呼機器」の一部を構成する要素となるが、法令において点呼時のアルコール検知器の使用は義務付けされているため、アルコール検知器自体は事故防止対策支援推進事業（過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援）における導入支援の対象とはならない。

■要件（自動点呼機器）

【過労運転防止のための業務を支援する機能】

項目	内容
自動点呼の実施に必要な機能等の要件の遵守	対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和5年国土交通省告示第 266 号）に規定する要件を遵守していること
国土交通省の実施する自動点呼機器の認定の取得	自動点呼機器認定要領（令和5年3月31日付 国自安第160号）に基づき、自動点呼機器として国土交通省の認定を取得していること

【過労運転防止のための業務を支援する体制】

項目	内容
機器の取付方法等に対する説明体制	機器の取付方法、ソフトのインストール方法及び活用方法等について、少なくとも平日（土曜日、日曜日及び祝日を除く日をいう。）の日中（10時から17時をいう。）においては、常に説明できる体制を整えていること
機器の不具合等に対する修理体制	機器・ソフトウェアの不具合等に対する修理体制を整えていること
耐久性等	機器・ソフトウェアを使用する環境において、機器が円滑に作動し、かつ、十分な耐久性を有するとともに、社内で定められた基準による確認試験等が実施されていること
保証期間等	機器の保証期間が定められていること
継続使用体制	5年間は通信環境が維持される等、継続して使用できる条件が整っていること。

2. 2. 4 運行中における運転者の疲労状態を測定する機器

自動車運送事業者は、運転者の過労運転防止のため、運輸規則第 21 条第 5 項及び安全規則第 3 条第 6 項に基づき、疾病、疲労、睡眠不足等の理由により安全な運転ができないおそれがある運転者、特定自動運行保安員及び事業用自動車の運行の業務の補助に従事する従業員（以下「乗務員等」という。）を事業用自動車の運行の業務に従事させてはならないこととなっているとともに、運輸規則第 24 条第 1 項及び安全規則第 7 条第 1 項に基づき、業務前の点呼において運転者等の疲労等を確認することとなっている。また、運輸規則第 38 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成 13 年国土交通省告示第 1676 号）及び安全規則第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成 13 年国土交通省告示第 1366 号）においては、「運転中に疲労や眠気を感じたときは運転を中止し、休憩するか、又は睡眠をとるよう指導する（略）」とあることから、自動車運送事業者は、運行中（運転中）の疲労状態に関して運転者に対して必要な指導を与える立場にある。

事業用自動車の運転者が疲労を抱えた状態で運転を継続した場合には、社会的に影響の大きな重大事故に繋がる可能性が高まるという問題意識から、車両側の技術として、運転者の安全運転を支援する技術（衝突被害軽減ブレーキ、ふらつき警報、車線逸脱警報装置等）が既に実用化されているが、近年、運行中に運転者がどのような疲労状態であるかを測定及び記録すると同時に当該疲労状態を運転者に通知し、更には運行後に自動車運送事業者が運転者ごとに疲労状態に関するデータを管理・分析して必要な指導を与えられる機器が登場し、徐々に導入事例も増えている状況である。

このため、運行中における運転者の疲労状態を測定する機器を過労運転防止に資する機器として位置付ける。

■要件（運行中における運転者の疲労状態を測定する機器）

【過労運転防止のための業務を支援する機能】

項目	内容	関係法令	
運転者の疲労状態の測定及び記録	運行中における運転者の疲労状態を生体信号（心拍等）や車両挙動により常時測定し、記録できること	旅客の指導監督指針 ^{※1} 第1章2(9) 貨物の指導監督指針 ^{※2} 第1章2(10)	運転中に運転者が疲労や眠気を感じたときの運転者への指導
運転者ごとのデータの管理	運転者ごとに氏名、測定年月日及び測定データを管理できること		
運転者に対する疲労状態の通知	運行中における運転者の疲労状態を自動的に運転者に通知できる機能を有していること		

（注） ※1 旅客の指導監督指針…運輸規則第38条第1項及び第2項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針

※2 貨物の指導監督指針…安全規則第10条第1項及び第2項の規定に基づき貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針

【過労運転防止のための業務を支援する体制】

項目	内容
アルゴリズムの発表実績	運行中における運転者の疲労状態を判断するアルゴリズムについての論文等が、専門の学会等で既に発表されていること
機器の性能	ASV装置 ^(※) に該当する機器（車両に後付けできるものに限る。）の場合は、その性能等に関し、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下、「告示」という。）で定める基準に適合する機器、告示で定める基準に準ずる性能を有する機器又は「自動車技術指針について」（平成11年4月15日付け自技83号）に適合している機器であること。 ※実用化ASV技術の一覧(https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/resource/data/2019_03_tech.pdf)のうち、「ASVの共通名称」に掲げるもの。 
機器を効果的に活用するための助言体制	測定データの活用方法等について、導入者が参加可能な講習やコンサルティングの機会を提供できる体制を整えていること
機器を効果的に活用している有効事例の紹介体制	機器を効果的に活用している自動車運送事業者の有効事例をホームページで紹介する等、導入者においても、当該有効事例を閲覧し、十分な活用が期待できる体制を整えていること
機器の取付方法等に対する説明体制	機器の取付方法及び活用方法等について、少なくとも平日（土曜日、日曜日及び祝日を除く日をいう。）の日中（10時から17時をいう。）においては、常に説明できる体制を整えていること
機器の不具合等に対する修理体制	機器の不具合等に対する修理体制を整えていること
耐久性等	機器を使用する環境において、機器が円滑に作動し、かつ、十分な耐久性を有するとともに、社内で定められた基準による確認試験等が実施されていること
保証期間	機器の保証期間が定められていること
継続使用体制	5年間は通信環境が維持される等、継続して使用できる条件が整っていること。

2. 2. 5 休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器

自動車運送事業者は、運転者等の過労運転防止のため、日頃から運転者等の心身の健康状態に留意し、疾病のみならず、疲労、睡眠不足等の理由により安全な運転ができないおそれがある運転者等に適切な指導をすることが大切である。例えば、労働安全衛生法第66条第1項に基づく健康診断等の結果のみならず、運転者等の業務前後の日々の体調に基づき、個々の運転者等に休息期間の過ごし方、業務前の体調管理等、安全な運行のために必要な意識を向上させるような指導が考えられる。

運転者等の休息期間の睡眠については、十分な睡眠が確保できていない場合には、運転者等の翌日の乗務に極めて重大な影響を与える。そのため、運輸規則第21条第5項及び安全規則第3条第6項において、自動車運送事業者が、「(略) 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転を(略) することができないおそれがある乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させてはならない。」旨定めていることから、自動車運送事業者は、睡眠に関して運転者等に対し必要な指導を与える立場にある。

また、運転中の疾病により、運転者等が運転を継続できなくなった事案は、近年、対策の必要性の理解の普及と相まって報告件数が増加している。この中には、事故に至る前に運転者が乗務や運行を取りやめたケースも多く含まれているが、そのような状況を踏まえれば、少なくとも予見性のある疾病や生活習慣等との関連の深い疾病については、合理的方法により対応が可能な限りにおいて、運転者が運転中の発症に至るリスクをできるだけ低減する取組みが重要となる。

自動車運送事業については、労働時間が他産業と比べて長いという課題がある一方で、輸送の安全の確保が最も重要な業種である。運転者の睡眠状態や基礎疾患等を簡便に測定する機器に関しては一定の課題はあるものの、自動車運送事業者が健康管理の1つの手段として活用することは、一定の意味があると考えられる。具体的には、これら機器の活用を運転者等に促すことにより、当該運転者等が自らの生活リズムを振り返ることができ、それが生活環境等の改善ひいては運行の安全確保につながる。

このため、休息期間における運転者等の睡眠状態や基礎疾患等を測定する機器を運転者等の過労運転防止に資する機器として位置付ける。

なお、これらの機器は、自動車運送事業者のみで活用するよりも、産業医又は医療機関と連携又は相談できる環境において活用した方がより大きな効果を発揮することから、自動車運送事業者におけるこのような環境についても整備を促しつつ、補助対象機器の活用を促すこととする。

※補助対象機器の例：睡眠計・携帯型心電計・携帯型血糖値計 等

■要件（休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器）

【過労運転防止のための業務を支援する機能】

項目	内容	関係法令	
運転者の睡眠状態等の測定及び記録	休息期間における運転者の睡眠状態又は基礎疾患等を生体信号（心拍等）により常時測定し、記録できること	運輸規則 第21条第5項 安全規則 第3条第6項	健康状態の把握
運転者ごとのデータの管理	運転者ごとに氏名、測定年月日及び測定データを管理できること		

【過労運転防止のための業務を支援する体制】

項目	内容
アルゴリズムの発表実績	休息期間における運転者の睡眠状態又は基礎疾患等を判断するアルゴリズムについての論文等が、専門の学会等で既に発表されていること
機器を効果的に活用するための助言体制	測定データの活用方法等について、導入者が参加可能な講習やコンサルティングの機会を提供できる体制を整えていること
機器を効果的に活用している有効事例の紹介体制	機器を効果的に活用している自動車運送事業者の有効事例をホームページで紹介する等、導入者においても、当該有効事例を閲覧し、十分な活用が期待できる体制を整えていること
機器の取付方法等に対する説明体制	機器の取付方法及び活用方法等について、少なくとも平日（土曜日、日曜日及び祝日を除く日をいう。）の日中（10時から17時をいう。）においては、常に説明できる体制を整えていること
機器の不具合等に対する修理体制	機器の不具合等に対する修理体制を整えていること
耐久性等	機器を使用する環境において、機器が円滑に作動し、かつ、十分な耐久性を有するとともに、社内で定められた基準による確認試験等が実施されていること
保証期間	機器の保証期間が定められていること
継続使用体制	5年間は通信環境が維持される等、継続して使用できる条件が整っていること。

2. 2. 6 運行中における運行管理機器

自動車運送事業者は、運転者の過労運転防止のため、業務等の記録や運行記録計により運転者の乗務時間等を把握し、運転者に勤務時間及び乗務時間に係る基準を遵守させるとともに、運転者に対する運転技術及び法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督を行う必要がある。

運転者が所属営業所等を出庫した後から帰庫するまでの間の運行中については、自動車運送事業者は乗務時間等の状況（運転時間、休憩時間等）及び運行状況（運行速度、経路等）を確認することが困難であるが、運行中か否かに関わらず、自動車運送事業者は勤務時間及び乗務時間に係る基準の遵守や運転技術に関して運転者に対し指導監督を行う立場にある。

近年、ＩＴの飛躍的な進展によって、事業用自動車の運行中の位置、瞬間速度、運行距離及び運行時間等の情報を必要な機会に把握でき、かつ、運転者に対して、必要な通知を行うことができ、また、運行後には運転者の安全運転診断も可能な機器が開発され、普及も拡大している状況である。

このため、運行中の運行管理機器を運転者の過労運転防止に資する機器として位置付ける。

■要件（運行中の運行管理機器）

【過労運転防止のための業務を支援する機能】

項目	内容	関係法令	
瞬間速度、運行距離、運行時間等の記録等	国土交通大臣によるデジタル式運行記録計の型式指定を受けている機器により、事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間等が記録されること	運行記録計の技術基準（第Ⅱ編及び第Ⅲ編）	運行記録計による記録
運転者ごとの集計	運転者ごとに記録されたデータから運転者の拘束時間、運転時間及び運行距離等の、改善基準告示遵守状況を確認できる集計表（日・週・月ごと等）等を作成できること	運輸規則 第21条第1項 安全規則 第3条第4項 運輸規則 第25条第1項、第2項、第3項 安全規則 第8条第1項	運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準の遵守 乗務の記録及びその保存
自動車運送事業者による運行状況の確認	日時、事業用自動車の位置及び運行速度、運転者の運行距離及び運行時間等の情報を少なくとも10分以内の頻度で自動車運送事業者が受信できること	運輸規則 第21条第1項 安全規則 第3条第4項 運輸規則 第27条第1項 運輸規則 第28条の2第1項 安全規則 第9条の3第1項	運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準の遵守 運転基準図による指導 運行指示書による指示等
運転者に対する運行状況の通知	連続運転時間の状況を自動的に運転者に通知できる機能を有していること	運輸規則 第21条第1項 安全規則 第3条第4項	運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準の遵守
労務管理	車両（貨物自動車運送事業の用に供する自動車に限る。）が停車した際に、運転者が休憩又は、荷役もしくは荷待ちを区別できる機能を有し、かつ、自動で業務記録を自動で作成することができること。	運輸規則 第25条第1項、第2項、第3項 安全規則 第8条第1項	乗務の記録及びその保存
安全運転診断	法定速度を参考に予め設定した事業用自動車の速度、急加減速、急発進及び急停車等を診断し、警告を発することができる機能を有していること	道路交通法 第22条第1項 道路交通法 第24条	最高速度の遵守 急ブレーキの禁止
クラウド型サービスの利用	インターネットによるクラウド型サービス等を受けるための契約を行い、そのための接続環境を整備していること	運輸規則 第21条第1項 安全規則 第3条第4項	運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準の遵守

【過労運転防止のための業務を支援する体制】

項目	内容
機器の取付方法等に対する説明体制	機器の取付方法及び活用方法等について、少なくとも平日（土曜日、日曜日及び祝日を除く日をいう。）の日中（10時から17時をいう。）においては、常に説明できる体制を整えていること
機器の不具合等に対する修理体制	機器の不具合等に対する修理体制を整えていること
耐久性等	機器を使用する環境において、機器が円滑に作動し、かつ、十分な耐久性を有するとともに、社内で定められた基準による確認試験等が実施されていること
保証期間	機器の保証期間が定められていること
継続使用体制	5年間は通信環境が維持される等、継続して使用できる条件が整っていること。

2. 3 その他要件

申請機器は、申請時点において既に販売され、申請後5年間は継続して使用できる条件が整っているものであり、なおかつ、申請の年度内において製造中止が予定されていないものに限定し、自動車運送事業者の規模に関わらず、自動車運送事業者が手軽に導入できる機器を対象とする。但し、申請以降に販売が予定されている機器であっても、当該機器が、申請時点において既に販売されている機器の基本性能を有している場合は選定基準の対象とする。

また、申請機器に付随する機器（パソコン、タブレット、携帯電話（スマートフォン）等、本要領の目的以外の目的に使用できる機器を含む。）は、補助対象機器の対象とはならない。

なお、補助対象機器の選定に際しては、必要に応じて更なる要件を付すことがある。

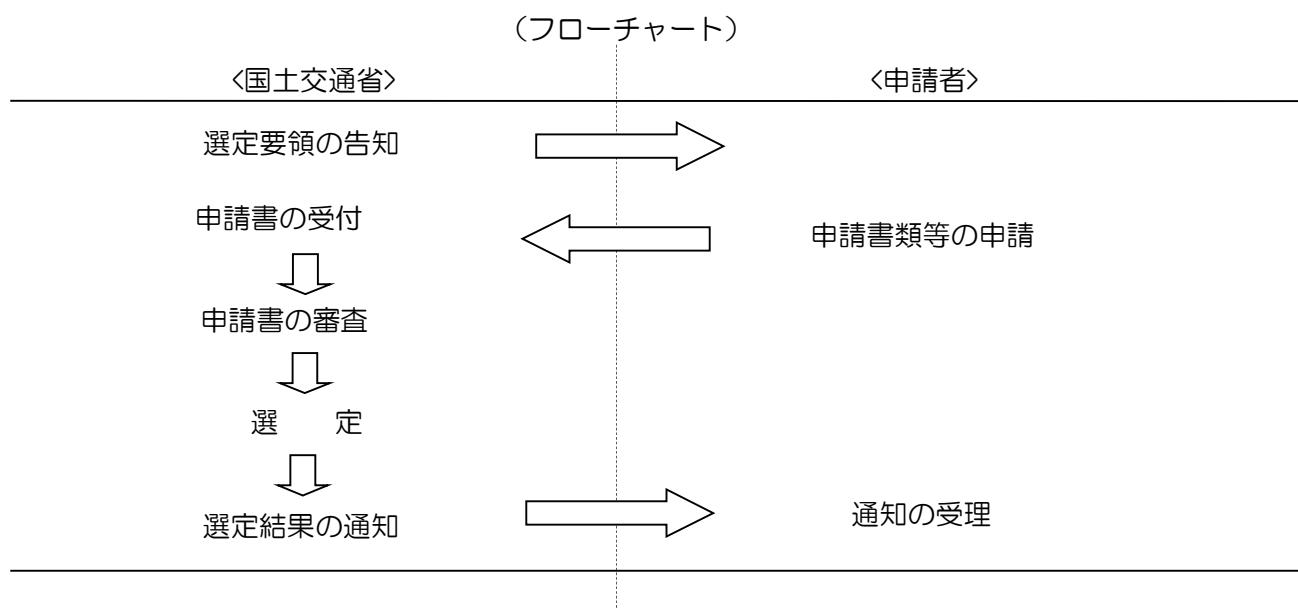
3. 機器の申請

3. 1 申請者の要件

本要領の対象となる申請者は、過労運転防止に資する機器の製造を業とする者とする。なお、「当該機器の製造を別会社に依頼し、かつ、当該機器の販売を業とする者」、または、「当該機器の主たる部分を製造する者（当該機器を構成する一部（ソフトウェアを含む）の製造が別会社である場合）」は、製造を業とする者とみなす。

3. 2 告知

国土交通省ホームページを通じて機器の申請に関する告知を行う。



3. 3 申請方法

申請者は、申請に必要な書類を指定した申請期間内に郵送又は直接持ち込む方法により、「3. 6 申請先」に申請する。（郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）

3. 4 申請期間

令和7年5月26日（月）から令和7年6月6日（金）当日消印有効

なお、申請に必要な書類を国土交通省へ直接持ち込む場合の受付時間は、平日の10時から17時までの間とする。（ただし12時から13時の間を除く。）

3. 5 申請に必要な書類及び提出部数

- （1）過労運転防止に資する機器選定申請書【様式1】
- （2）機器の概要【様式2】
- （3）機器の導入費用及び販売実績【様式3】
- （4）自己チェック表【様式4-1～4-6】
- （5）各要件に係る根拠資料（自己チェック表の根拠資料欄に記載してある番号を記載すること。また、根拠となる部分をマーカー等で強調し、該当頁に付箋を付すこと。）
- （6）当該機器の製品パンフレット
- （7）機器の製造を業とするものが複数者の場合は、申請機器の主たる部分以外の製造を業とする者についての一覧表（例：ソフトウェア製造者一覧表、部品製造者一覧表等）。様式2及び様式3は、当該機器の製造に係る全ての者を含めて詳細に記載する。
- （8）その他（必要時のみ）

3. 6 申請先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館8階

国土交通省自動車局安全政策課 補助金係あて

※申請に必要な書類は封筒に入れ、宛名面に「過労運転防止に資する機器に係る申請書在中」と明記する。

3. 7 申請に関する問い合わせ先

国土交通省物流・自動車局安全政策課（担当：上原、角田）

TEL：代表 03-5253-8111（内線41623、41624）

※受付時間は平日の10時から17時まで（ただし12時から13時の間を除く）

3. 8 申請に当たっての注意事項

- （1）申請書の記載内容等は、国土交通省が認めた場合を除き、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、申請書類の返却は行わない。

(2) 申請に係る一切の費用は、申請者の負担とする。

(3) 必要に応じて、国土交通省から追加資料の提出や説明を求めることがある。

4. 機器の選定

4. 1 申請書類の審査

国土交通省は、申請書類をもとに、申請された機器が本選定要領に定める要件に適合しているかを審査し、補助対象機器を選定する。その際、必要に応じて申請された当該機器の現品の主たる部分の提示及びデモンストレーションの実施を求める場合がある。なお、国土交通省から審査に必要な事項について、申請書類に記載された担当者連絡先宛に問い合わせを行うことがある。

4. 2 選定結果の通知

選定結果は、後日、「選定結果通知書」(様式5)により申請者へ通知する。

なお、申請者は当該結果に対して異議を申し立てることができない。

4. 3 選定結果に係るホームページへの掲載

選定した補助対象機器は、機器の分類ごとに以下の項目を国土交通省のホームページに掲載する。

(1) 補助対象機器の名称(型式)

(2) 補助対象機器の概要

(3) 補助対象機器の製造を業とする者の氏名または名称及び電話番号

(4) 補助対象機器の概要が掲載されたホームページのURL

(5) その他特記事項

なお、必要に応じ内容の追加、変更あるいは削除を行うことがある。

4. 4 選定結果の有効期間

補助対象機器の有効期間は、選定した日の属する会計年度の末日までとする。

但し、補助対象機器の仕様変更等により要領に定める要件に適合しなくなった場合は、会計年度の途中であっても補助対象機器の選定結果を取消すことがある。

5. その他手続き

5. 1 仕様変更の申請

選定された補助対象機器の仕様を変更(軽微な仕様変更を除く)しようとするときは、選定を受けた者は速やかに「仕様変更申請書」(様式6)を「3. 6. 申請先」に申請し、その承認を受けなければならない。その際、必要に応じ、選定を受けた者に対し仕様変更申請対象となる機器の現品の主たる部分の提示及びデモンストレーションの実施を求める場合がある。

仕様変更の審査結果については、「仕様変更に対する通知書」（様式7）により申請者へ通知する。なお、選定を受けた者は当該結果に対して異議を申し立てることができない。

また、仕様変更の申請を行わず、補助対象機器の仕様を変更した場合は、選定結果を取り消すことがある。

5. 2 軽微な仕様変更の届出

軽微な仕様変更とは、2. 2. 1～2. 2. 6に定める機器の要件の適否に係る変更以外の変更であって、補助対象機器の性能等に影響を与えない変更をいう。この変更の際には、速やかに「仕様変更届出書」（様式8）により「3. 6 申請先」に届け出なければならない。

5. 3 選定廃止の届出

選定を受けた者は、補助対象機器の製造を終了する等の理由により、補助対象機器の選定廃止を行おうとするときは、速やかに「選定廃止届出書」（様式9）を「3. 6 申請先」に届け出なければならない。

国土交通省は、「選定廃止届出書」を受理後、速やかに選定廃止の対象となる機器を国土交通省のホームページから削除する。

5. 4 選定の取消し

国土交通省は、虚偽の申請誇大広告、または選定結果の不正使用等の行為を確認した場合は、補助対象機器の選定結果を取り消すことがある。また、その旨を速やかに選定を受けた者に通知する。

5. 5 要領の改訂

本要領は、必要に応じ改訂を行うことがある。改訂を行った場合には、速やかに国土交通省のホームページに掲載する。

附則

本要領は、令和7年5月22日より適用する。